

て あ て ね ん き ん と う
Ⅶ 手 当 と 年 金 等

制度名	対 象 者	内 容	手続場所	備 考
障害基礎年金	国民年金加入中又は20歳前（年金未加入期間）、若しくは60歳以上65歳未満（年金未加入期間で日本に住んでいる間）に初診日（障がいの原因となった病気やけがについて、初めて診療を受けた日）のある病気やけがで、障害等級1級又は2級の障がいの状態にある人で、初診日の前日において、次のいずれかの保険料納付要件を満たしている人（20歳前に初診日がある場合は、納付要件はありません） (1)初診日のある月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること (2)初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと ◎障がい者手帳と障害年金の等級は必ずしも一致しません。	詳細は市民課国民年金グループ又は守口年金事務所へ問い合わせ	市民課国民年金グループ 06-6902-6005 守口年金事務所 06-6992-3031 FAX 06-6992-6038	身 知 精
厚生年金	厚生年金加入中に初診日のある病気やけがで、障害等級1級から3級までの障がいの状態になったとき ※保険料納付要件あり	詳細は、守口年金事務所へ問い合わせ	守口年金事務所 06-6992-3031 FAX 06-6992-6038	身 知 精
障がい児福祉手当	日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅障がい者（所得制限あり） ※身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。 ※児童養護施設等の施設に入所された場合、及び障がいを支給事由とする年金給付を受けた場合は、受給資格がなくなります。	月額 16,100円 ◆2・5・8・11月支給	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知 精
特別障がい者手当	日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅障がい者（所得制限あり） ※身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の取得は要件ではありません。 ※施設（障がい者支援施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等）に入所された場合、又は病院、診療所（老人保健施設）に3か月を超えて入院された場合は、受給資格がなくなります。軽費老人ホーム（ケアハウス）、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等に入所・入居の方は在宅とみなされます。	月額29,590円 ◆2・5・8・11月支給	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知 精
特別児童扶養手当	20歳未満で、政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父母又は父母に代わって児童を養育している人に支給されます。（所得制限あり）	月額 1級 56,800円 2級 37,830円 ◆4・8・11月支給	こども政策課 06-6902-6186	身 知 精

制度名	対 象 者	内 容	手続場所	備 考
児童扶養手当	①政令で規定する障がいの状態にある父又は母を持つ児童を養育している人 ②離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している人 児童の年齢は 18歳まで、特別児童扶養手当の対象児童については 20歳未満まで 所得制限あり ◆所得に応じて一部支給になります。	月額1子全部支給 46,690円 一部支給 46,680円～11,010円 2子加算全部支給 11,030円 一部支給 11,020円～5,520円 ◆1・3・5・7・9・11月支給	こども政策課 06-6902-6186	身 知 精
大阪府重度障がい者在宅生活応援制度	知的障がいの程度が重度（療育手帳A）で、かつ身体障がいの程度が重度（身体障がい者手帳1・2級）の人と同居の介護者（施設入所者、入院中の人、特別障がい者手当受給者を除く。）に給付金を支給する。	給付金 月額10,000円 ◆4・7・10・1月支給	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知
大阪府障がい者扶養共済制度	障がいのある人を扶養している保護者（65歳未満）が加入できます。 掛金：1口当たり月額9,300円～23,300円（2口まで加入できます。加入時の年齢により、掛金は異なり、掛金の減免制度もあります。）	加入者が死亡又は重度障がいになったときから支給 月額1口につき20,000円	障がい福祉課 06-6902-6154	身 知 精